

答 申 第 38 号
平成 28 年 9 月 27 日

加古川市長 岡田 康裕 様

加古川市情報公開・個人情報保護審査会
委員長 吉川 直人

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成 28 年 7 月 19 日付け諮問第 38 号で諮問のあった標記のことについては、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

1. オープンデータの推進に関する個人情報の取扱いについて

（1）本審査会の意見

諮問のあったオープンデータの推進にあたって、加古川市（以下「市」という。）が保有する個人情報を利活用されやすいような形式に統計加工し、広く公開するといった一連の取扱いについては、以下の理由により差支えないと判断する。

ただし、付帯意見に留意願いたい。

（理由）

オープンデータとは、政府や自治体、一般企業などが保有するデータが、営利目的、非営利目的を問わずに、利活用されやすいように機械判読に適した形式により、二次利用可能なルールのもとで公開されること、また、そのように公開されたデータのことであり、国や一部の自治体においてその取組が進められているところである。

市においても、公共データの活用を促進することにより、市民生活の向上、企業活動の活性化等を図り、社会経済の発展に寄与することを目的として、人口統計などのすでに公開されている統計情報をオープンデータ化するだけでなく、保有する公共データから新たにオープンデータを作成し公開する取組を進めることとしている。

実施機関は、オープンデータの推進にあたり、保有する個人情報をできる限り細分化した項目により集計し統計加工するなど、先行する自治体より、有用性や利用価値を高めたデータの公開を検討している。

個人情報の統計加工については、まず、オープンデータの対象とするかどうか

かを当該個人情報の所管課において、その情報の性質等を考慮し判断することとしている。そして、オープンデータの対象とする個人情報の統計加工処理にあたっては、氏名などの個人識別情報を削除した上で、集計する単位を居住する地域や年齢などの個人が特定されない範囲において設定することとしており、集計の結果、該当する数値が少ない場合は、集計単位を拡大する、または当該数値を「X」に置き換えるといった秘匿措置を講じることとしている。

すなわち、これらの統計加工処理により、個人情報は、特定の個人を識別できない情報に変質されるのであるから、もはや個人情報に該当しないと言える。

以上のことから、実施機関において、個人情報から個人識別性を排除し、個人が特定されない単位で集計した後、さらに秘匿措置を講じた情報を広く公開し、オープンデータとして利活用することについては、差支えないものと判断する。

(2) 付帯意見

オープンデータの取組趣旨については理解できるところであるが、統計加工したデータとはいえ、当該データが、元は市が保有する多種多様な市民の個人情報であることを鑑みれば、目的が営利か非営利かを問わず、広く公開し誰にでも利活用させることに、少なからず市民が危惧や懸念を抱くおそれも思慮される。

これらを払拭するためにも、実施機関においては、公開に馴染まない個人情報を対象とすることのないよう、オープンデータの対象とする個人情報の選定については、多方面から慎重に検討し判断されたい。また、加工後のデータから、他の情報と照合することなどにより特定の個人が推定されることや、社会的差別につながるなどがないよう、統計加工処理についても、万全の注意を払われたい。